

「本人通知制度」のご案内

～住民票などを第三者に交付した場合に登録者にお知らせします～

本人通知制度とは

住民票の写しや戸籍謄本などを、本人等以外の委任による代理人や第三者に交付した場合に、事前に登録した人に対して、その事実を通知する制度です。

住民票の写し等の不正請求や不正取得をなくし、個人の権利侵害の防止を図ることを目的としています。(登録は無料)

- 住民票や戸籍謄本などは、本人以外の第三者でも法律上認められる場合は取得することができます。
- 本人通知制度は、第三者からの請求を拒否したり、交付の可否について登録した人に確認する制度ではありません。



登録に必要なもの

- ①「申出書」を提出。 ※申出書は、受付窓口にあります。市ホームページからもダウンロードできます。
- ②本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、年金手帳など)
※未成年者の法定代理人や成年後見人が申請する場合は、法定代理人の資格が確認できるものも必要です。
※その他の代理人(登録を希望する人から委任を受けた人)が申請する場合は、委任状も必要です。

通知する証明書

- 住民票の写し、住民票記載事項証明書
 - 戸籍附票の写し
 - 戸籍謄本・抄本、戸籍記載事項証明書
- ※証明は、それぞれ除票、除籍を含みます。

通知の対象となる請求

- (1) 本人等からの依頼を受け、委任状を持参した場合
- (2) 本人以外の第三者(個人または法人)
 - ①法律で認められた理由があり請求する場合
 - ②業務遂行のために必要な弁護士、司法書士、土地家屋調査士、行政書士などからの請求の場合(一部適用除外あり)

通知の内容

- 証明書の交付年月日
 - 証明書の種別、通数
 - 交付請求者の種別
- ※交付請求者の氏名、住所等は通知しません。通知は10月1日以降の交付から行います。

登録の変更・廃止

転居などの住所異動や戸籍届出により住所、氏名、本籍などの登録事項に変更が生じたときは、届出が必要です。

おたすね／市民課 ☎21-2315 FAX／20-0051

証明書自動交付機の運用を終了します

市役所本庁舎に設置している証明書自動交付機は、マイナンバーカードを利用した各種証明書のコンビニ交付サービスを開始したことから、**12月30日 17時をもって運用を終了**します。**12月31日以降はご利用いただけませんので、ご理解とご協力**をお願いします。

なお、住民基本台帳カードについては「コンビニ交付サービス」をご利用いただけませんが、顔写真付きのカードは、有効期限まで身分証明書として引き続きご利用いただけます。



おたずね／市民課 ☎21-2315

出雲市の情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況をお知らせします

■情報公開制度の運用状況■ (平成29年4月1日～平成30年3月31日)

1. 実施機関別公開請求件数及び公開等の決定状況

実施機関	請求件数	公文書数	決定等の状況			
			全部公開	部分公開	非公開	文書不存在
市長	13	38	12	26		3
議会	2	3	3			
消防本部	1	1	1			
合計	16	42	16	26	0	3

※平成29年度は、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業及び病院事業への公開請求はありませんでした。

2. 審査請求件数／2件

■個人情報保護制度の運用状況■ (平成29年4月1日～平成30年3月31日)

1. 実施機関別自己の個人情報の開示請求件数及び開示等の決定状況

実施機関	請求件数	公文書数	決定等の状況			
			全部公開	部分開示	非開示	文書不存在
市長	7	12	6	6	1	1
消防本部	6	14	2	12		1
合計	13	26	8	18	1	2

※平成29年度は、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業及び病院事業への開示請求はありませんでした。

2. 自己の個人情報の訂正等の請求及び利用停止等の請求件数／0件

3. 審査請求件数／0件

おたずね／総務課 ☎21-6756